

鏡野町ひとり親家庭等臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、鏡野町に住所を有するひとり親家庭等の子育て世帯の生活を支援するために、「鏡野町ひとり親家庭等臨時特別給付金」を支給します。

- 対象者** ①児童扶養手当の受給資格者（所得制限による全部停止者含む）
②ひとり親医療等医療費の受給資格者（所得制限による非該当者含む）
③上記①・②の資格の認定を受けていない者で、上記①・②と同等と認められる者（所得による制限は行いません）
※①・②・③ともに令和2年6月1日を基準日として鏡野町に住所を有し、資格の対象となる方が対象です

- 給付額** 1世帯につき3万円

●申請方法

- ・児童扶養手当の資格の認定を受けている方は申請不要です。認定申請または現況届に記載されている口座にお振り込みいたします。
- ・ひとり親家庭等医療費の資格の認定のみを受けている方には、申請書を送付させていただきます。必要事項を記入し、窓口または返信用封筒にてご返送ください。
- ・児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費の資格を持っていない方で対象となる方は、鏡野町役場保健福祉課の窓口にて申請してください。鏡野町ホームページにて申請書をダウンロードして頂くことも出来ます。

- 申請期間** 令和2年7月15日(水)から令和2年10月31日(土)

※窓口による受付は10月30日(金)まで。郵送による受付については、10月31日(土)の消印有効。

ひとり親世帯臨時特別給付金について

低所得のひとり親世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別の給付金を支給することとなりました。

●対象者 【児童扶養手当受給世帯等への給付】

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者
※①の対象者については申請不要。②・③については要申請。

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

- 上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者
※児童扶養手当現況届等にあわせて、収入が大きく減少しているとの申し出について簡易な方法で確認をします。

●給付額 【児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付】

1世帯5万円

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当:榎本
電話 (0868) 54-2986 FAX (0868) 54-2891